

うるま市告示第93号

令和8年度うるま市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により令和8年度うるま市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定め、うるま市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成19年うるま市条例第11号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

うるま市長 中村 正人

I 総則

1 本計画の位置づけ

本年度は、うるま市一般廃棄物処理基本計画（令和6年3月）を基に一般廃棄物減量等推進審議会を活用し、引き続き市、企業、団体及び市民が一体となつてごみ減量化の意識を高め、ごみの4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）体制を一層推進して循環型社会の形成に努めます。あわせて、同計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めることとします。

2 期 間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 計画処理区域

うるま市全域

II ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の区分及び排出量の見込み

(1) 中部北環境施設組合搬入分

- ・本年度の一般廃棄物の排出量は37,821.13トン（令和6年度実績）を見込みます。

単位：トン

可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源ごみ					合計
			缶	ビン	ペット ボトル	古紙	小計	
33,888.6 7	810.91	785.9 8	268.0 3	827.4 3	449.8 4	790.2 7	2,335.5 7	37,821.13

(2) 草木類の搬入

- ・本年度の草木類の搬入量は340,760kg（5年度・6年度平均）を見込みます。
 - ・家庭から出る草木類は、うるま市役所環境政策課又は各自治会で搬入許可証を得て、下記処分業者へ自己搬入することとします。
 - ・うるま市石川山城 686 （株）沖縄クリーン工業（代表取締役 前田 裕樹）
 - ・うるま市与那城饒辺 338-1 （株）久和建創（代表取締役 久保田 秀明）
 - ・うるま市州崎 13 番地 19 （株）沖縄丸和（代表取締役 北岡 幸一）
 - ・うるま市石川 3067-122 （株）沖縄有機（代表取締役 大城保一）
- ※（株）沖縄有機へ搬入する場合は、各自治会において必ず事前予約し、家庭から出る草木類は認めないものとする。

2 ごみの排出を抑制するための方策に関する事項

(1) 市民による4Rの推進

①ライフスタイルの見直し

ごみの発生・排出量を削減するライフスタイルへの転換を促進し、4Rの推進に努めます。その取組例を下記に示します。目安として、一人1日当たりのごみ排出量を22g減らします。

- ・使い捨て製品の使用の抑制
- ・簡易包装の推進

- ・詰め替え製品の購入促進
- ・製造、消費に際し、環境や人の健康にやさしい商品を選ぶ等

②マイバック運動等の促進

市民のマイバック運動等を促進し、レジ袋や過剰包装の削減を図ります。また、市民団体の活動で行われているマイ箸、マイカップの普及促進を図ります。

③分別排出の徹底

ごみの分別排出指導の強化等を図り、ごみ減量化を推進します。また、古紙類の資源化率を2倍まで引き上げることを目標に回収するよう努めます。

④生ごみの堆肥化の普及

今後も「生ごみ処理機等購入助成事業」を継続し、より積極的な普及啓発に努め、生ごみの堆肥化によるごみ量の削減を推進します。目安として、生ごみ処理機を年間30世帯、生ごみ処理容器を年間10世帯の導入を目指します。特に、家庭に庭や畑を所有する市民に対して、積極的な普及啓発に努め、生ごみの堆肥化によるごみ量の削減を推進します。

⑤4Rの推進・組織作り

4Rを適切に推進するため、地域との関係を強化し、ごみの分別指導や減量化の工夫等の情報交換を行える体制・組織作り・拠点作りについて、今後検討していきます。

⑥普及啓発

市のごみ処理の現状やごみの分別方法等のごみ処理全体の説明資料をホームページで紹介するなど、ごみの分別指導や減量化についての情報発信を推進します。また、日常生活において、市民のごみに対する意識改善に努め、学校・家庭・地域が共通理解に基づき、環境教育の支援に努めます。

(2) 事業者による4Rの推進

①分別排出の徹底

ごみの分別排出指導の強化等を図り、ごみ減量化を推進します。特に、紙類の分別指導を徹底します。

②簡易包装とマイバック持参の促進

簡易包装とレジ袋有料化及びマイバック持参等の促進に取り組み、ごみの発生量の削減を目指します。

③資源化・減量化計画の策定推進

年間排出量が一定規模を超える事業者に対しては、資源化・減量化計画を策定させ、製造や流通及び販売で発生する廃棄物の減量化を促進します。また、排出抑制として全事業所でペーパーレス化及び資源化を促進します。

④適正処理の推進

事業所から排出される廃棄物の適正処理の徹底を推進します。

⑤環境汚染の少ない製品やごみになりにくい商品の開発

大量廃棄の素となる使い捨て商品等の製造を見直し、再使用が可能な容器であるリターナブルビンのような、長期間使用が可能でリサイクルが容易なごみになりにくい商品の開発を促進します。

⑥事業者による情報発信の促進

事業者のごみ減量に関する取組事例についての紹介等への協力

(3) 行政による4Rの推進

①環境教育・普及啓発の推進

市民のごみに対する関心を高めるため、市民団体等と連携した環境教育・環境学習の場を提供します。特に、環境負荷の少ない処理やごみ処理に要する費用等についての認識を深め、ごみ排出量の減量化を推進します。

②ごみ処理有料化の推進

ごみ処理有料化に対するリバウンド現象が見られているため、市民や事業者のニーズに対応した指定袋の種類や価格の見直し・検討を行い、ごみの発生・排出抑制を推進します。

③市民・事業者に対する4R活動の指導

分別収集率が低い品目については、市民及び事業者に対して、適切な分別の指導等を強化し、資源化を推進します。

④グリーン購入の利用促進

グリーン購入法に基づいた、環境配慮型製品の率先購入を促進します。

⑤市民団体等の活用

今後の施策を適切に推進するため、ごみの分別や資源化に取り組んでいる市民団体等の協力を得て、更なるごみの分別や資源化を推進します。

⑥事務用消耗品等についての配慮

- ・再生紙が使用されているトイレトペーパーの購入
- ・用紙類の使用量の削減（両面印刷の徹底、裏面使用可能な紙の利用）
- ・再生紙などの再生品の活用
- ・会議資料の回覧方式化の検討
- ・印刷する冊子やパンフレットなどの適正な部数作成の励行等

3 ごみの分別、運搬及び処理方法

(1) ごみの分別の区分

ごみの分別は、もやせるごみ、もやせないごみ、有害ごみ、古紙類、かん類、びん類、ペットボトル、衣類、粗大ごみの9種類に大別する。

(2) 一般家庭ごみ

市民が排出する一般家庭ごみは、5種類9分別を実施するものとし、委託業者及び直営（粗大ごみのみ）により収集します。

- ① もやせるごみ : 週2回
- ② もやせないごみ : 月2回
- ③ 有害ごみ : 月2回
- ④ 資源ごみ古紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック） : 週1回
 - 〃 かん類 : 週1回
 - 〃 びん類 : 週1回
 - 〃 ペットボトル : 週1回
 - 〃 衣類 : 週1回
- ⑤ 粗大ごみ : 随時、個別申込みで、役所回収は手数料として300円/個、自己搬入は200円/個の粗大ごみ処理券を貼付することにより徴し、中部北環境施設組合へ搬入して処理します。

- ※ 廃家電4品目（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）の処理方法は、特定家庭用機器再商品化法に基づき、小売業者へ引き取ってもらう、又は廃家電指定取引先へ自己搬入する。なお、前述した方法で処理できない場合は、役所申込により、1点につき300円の粗大ごみ処理券の貼付により徴し、廃家電指定取引場所へ運搬します。
- ※ 市民が自ら、中部北環境施設組合へ直接搬入する場合は、うるま市環境政策課の搬入許可証を得て搬入することとします。
- ※ 家庭における草木類は、うるま市役所環境政策課又は各自治会の搬入許可証を得て自ら、(株)沖縄クリーン工業、(株)久和建創、(株)沖縄丸和へ搬入処理することとします。
- ※ 廃パソコンについては、資源有効利用促進法による回収・再資源化により、適正に処理することとします。

(3) 事業系ごみ

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた一般廃棄物）は、事業者が自らの責任において次のいずれかの方法により、適正に処理することとします。

- (ア) うるま市の許可を得て自己搬入（中部北環境施設組合へ）し、処理します。その際には、市指定のごみ袋を使用するものとします。
- (イ) 市長が許可した一般廃棄物処理業者に収集運搬を委託して処理します。その際には、市指定のごみ袋を使用するものとします。

4 ごみ処理施設に関する事項

本市では、中間処理施設として、中部北環境施設組合の施設にて処理を実施しています。中部北環境施設組合ごみ処理施設のごみ種類ごとの施設能力、処理方法は次のとおりとなります。

項 目	内 容	
名 称	美島環境クリーンセンター	
所 在 地	うるま市字栄野比 1211-6	
施設区分	ごみ溶融施設	リサイクルプラザ
竣 工	平成 16 年 9 月	平成 16 年 3 月
処理能力	166 t /24 h	57 t /5 h
概 要	焼却設備：ガス化溶融 廃ガス処理設備 ：バグフィルタ 排水処理：無放流	不燃粗大：破碎選別 かん ：選別・圧縮 びん ：選別 ペットボトル：圧縮梱包 その他資源 ：ストック

5 その他ごみ処理に関する必要な事項

(1) 収集運搬業の許可方針

ごみの排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保できるため、原則、新規の収集運搬業の許可は認めず、既存業者で対応する。また、一般廃棄物収集運搬許可業者の新規の積み替え保管の許可は認めない。ただし、市長が認める場合はこの限りではないこととします。

(2) 共同住宅の建築時の事前協議

条例第 18 条により、4 戸以上の共同住宅を建築する際のごみ置き場の適正管理について、建築主、設計士等へ事前協議が円滑に行われるよう、周知の徹底を図ります。

(3) 多量排出者

条例第 17 条による 100kg を超える一般廃棄物の多量排出者は、原則として自ら、うるま市の搬入許可証を得て中部北環境施設組合へ直接搬入するほか、うるま市の一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託して搬入することとします。

(4) 不法投棄ごみ

不法投棄ごみについては、うるま市役所不法投棄対策室及び、警察署や保健所等各関係機関と連携協力して防止活動を強化します。

(5) 環境美化事業

- ・海岸、河川、公園、道路等の公共用地のボランティア清掃ごみの回収運搬は、原則、自ら又は当該地の管理責任者が中部北環境施設組合へ搬入するほか、市環境政策課の協力を得て収集運搬することとします。
- ・条例第9条によるうるま市環境クリーン指導員は、廃棄物減量等の推進のほか、環境美化事業の指導員として多角的に活用します。

Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

し尿処理

本年度のし尿・汚泥処理排出量は、14,369kl（令和6年度実績）を見込みます。

(2) 収集運搬方法等

- ア 公共下水道処理対象区域内では、し尿及び生活雑排水を公共下水道に排水します。
- イ 一般家庭、店舗及び事務所等の汲み取り便所から排出されるし尿は、市長が許可した一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者のバキューム車により定期的に収集を行い、中部衛生施設組合及び石川終末処理場へ搬入し、各施設にて処理します。
- ウ 仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼し、イで指定する処理場へ搬入することとします。

(3) 収集運搬業の許可方針

し尿・汚泥排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保できるため、原則、新規の収集運搬業の許可は認めず、既存業者で対応する。ただし、市長が認める場合はこの限りではないこととします。